

那智勝浦町子ども医療費支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、那智勝浦町子ども医療費支給条例（昭和48年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の登録申請)

第2条 条例第5条に規定する受給資格の登録を受けようとする支給対象者は、子ども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類（6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者にあつては、第1号に掲げる書類を除く。）を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象者の前年分（1月から7月までの間に新たに認定を受けようとする場合は、前々年分をいう。）の所得状況及び課税状況を明らかにすることができる書類
- (2) 対象となる子どもが医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、当該規定により申請書に添えなければならない書類のうち、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(子ども医療費受給資格証の交付)

第3条 町長は、前条による登録申請のあった場合、内容審査のうえ条例第3条に規定する支給対象者であると認めるときは、当該登録希望者を受給資格者として登録するとともに、その者に対して子ども医療費受給資格証（様式第2号。以下「資格証」という。）を交付する。

2 資格証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、再交付を受けるものとする。

(資格証の提示)

第4条 前条に定める受給資格者が対象となる子どもについて社会保険各法の規定による医療に関する給付を受けるときは、当該医療機関等に資格証を提示するものとする。

(受給期間)

第5条 受給期間は、受給資格要件を満たすことになった日から受給資格要件を欠くに至った日の属する月の末日までとする。

(支給の申請)

第6条 条例第6条の規定による支給の申請は、子ども医療費支給申請書(様式第4号)に医療機関等の発行する領収書等を添えて行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定による医療費の支給を受けようとする医療機関等は、次に掲げる請求区分に応じ、町長に請求するものとする。

(1) 和歌山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を経由し、診療報酬請求書にて請求するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、子ども医療費請求書(様式第5号)にて請求することもできるものとする。

(届出)

第7条 条例第7条による届出は、子ども医療費受給資格内容変更届(様式第6号)により行う。

(子ども医療費受給資格証の返還)

第8条 受給資格者がその資格を喪失したときは、速やかにその資格証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年6月20日規則第14号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月20日規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月26日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月25日規則第9号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、平成19年7月診療分までの医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月5日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の那智勝浦町乳幼児医療費支給条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸様式は、改正後の那智勝浦町子ども医療費支給条

例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 3 新規則第3条の規定による資格証の交付の手續その他この規則の施行に関し必要な行為は、施行の前日においても行うことができる。
- 4 施行日の前日において、この条例による改正前の那智勝浦町乳幼児医療費支給条例第5条の規定により受給資格の登録を受けている者は、施行日において、改正後の条例第5条の規定による受給資格の認定を受けた者とみなす。

附 則（平成28年12月28日規則第25号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）（略）

様式第2号（第3条関係）（略）

様式第3号（第3条関係）（略）

様式第4号（第6条関係）（略）

様式第5号（第6条関係）（略）

様式第6号（第7条関係）（略）